

調査確認及び調査決定を行い、納入告知書の発行に当たっては、納入者住所氏名欄に主債務者の住所氏名を記入するとともに各債務者の氏名を列記するか、或いは、「外何名」と記入し、主債務者に交付し又は書留により送付する。

なお、主債務者以外の債務者に対しては、適宜の文書により、何某に告知書を送付した旨及び、納付されたい旨を通知すること。

6. 債権管理簿に記入する際の「債権の種類」は、返納金債権とすること。

ただし、指定医を通じて現物給付した診療費が不正受給である場合であって当該指定医が詐取の共謀者でない場合には利得償還金債権とすること。

(保険金の詐取内容例の1)

労働者A、事業主B、指定医C、共謀の場合

共謀者別 補償費別	労働者 A		指定医 C		事業主 B		備 考
	受領月日	金 額	受領月日	金 額	受領月日	金 額	
療養補償費 (指定医払)		円	36.10.10	円 19,750		円	隔月便日 地日はよ 払は局で に現より つに支 い銀払 ての又 受はう 領はけ た
			11.13	12,920			
休業補償費	36.10.4	14,400					
	11.5	14,400					
障害補償費	12.25	40,000					

(記載例)

債権確認決議書 及び徴収決議書 の債務者名	納入告知書の 債務者名	金 額	履行期限	債権の種類	告知書 送付先	備 考
労働者 A 指定医 B 事業主 C	労働者 A 外 2 名	円 14,400	36.10.4	返納金	労働者 A	
指定医 C 労働者 A 事業主 B	指定医 C 外 2 名	19,750	10.10	”	指定医 C	
労働者 A 指定医 C 事業主 B	労働者 A 外 2 名	14,400	11.5	”	労働者 A	
指定医 C 労働者 A 事業主 B	指定医 C 外 2 名	12,920	11.13	”	指定医 C	
労働者 A 指定医 C 事業主 B	労働者 A 外 2 名	40,000	12.25	”	労働者 A	

(保険金の詐取内容例の2)

労働者A、事業主Bと共謀、指定医Cが無関係の場合

共謀者別 補償費別	労働者 A		指定医 C		事業主 B		備 考
	受領月日	金 額	受領月日	金 額	受領月日	金 額	
療養補償費 (指定医払)		円	36.10.10	円 19,750		円	隔月便日 地日局で 払はよる に現り。 つに支 いて銀払 の行をう 受はけた 領郵た
			11.13	12,920			
休業補償費	36.10.4	14,400					
	11.5	14,400					
障害補償費	12.25	40,000					

(記載例)

債権確認決議書 及び徴収決議書 の債務者名	納入告知書の 債務者名	金 額	履行期限	債権の種類	告知書 送付先	備 考
労働者 A 事業主 B	労働者 A 外 1 名	円 14,400	36.10.4	返 納 金	労働者 A	
"	"	19,750	10.10	利得償還金	"	
"	"	14,400	11.15	返 納 金	"	
"	"	12,920	11.13	利得償還金	"	
"	"	40,000	12.25	返 納 金	"	

(9) 法第19条、第19条の2、第30条の4及び第47条の3の規定の運用について

(昭和40年7月31日)
(基発第906号)

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和40年法律第130号）の施行に伴い、去第19条の規定による支給制限、法第19条の2及び第30条の4の規定による費用の徴収並びに法第47条の3の規定による保険給付の一時差止めについては、下記により取り扱うこととしたので、誤りのないよう留意されたい。

なお、この取扱いは、昭和40年8月1日以降に発生した事故に係るもの（法第19条第1項及び第2項前段、第30条の4）又は事案（法第19条第2項後段、第19条の2、第47条の3）について適用されたい。

記

(中 略)

第2 法第19条の2の規定による費用の徴収について

I 第1項関係

1 本項の規定は、偽りその他不正の手段によって保険給付を受けた者がある場合に適用すること。

イ 「偽りその他不正の手段」は、保険給付を受ける手段として不正が行われた場合のすべてをいい、その不正行為は、保険給付を受けた者の行為に限らないものであること。

ロ 「保険給付を受けた者」は、偽りその他不正の手段により、現実に、かつ、直接に保険給付を受けた者をいい、受最権を有する者に限らないものであること。

2 本項の規定により徴収する徴収金の価額は、保険給付を受けた者が受けた保険給付のうち、偽りその他不正の手段により給付を受けた部分に相当する価額とすること。

II 第2項関係

1 本項の規定は、事業主の虚偽の報告又は証明によって保険給付を受けた者がある場合に適用すること。

「事業主の虚偽の報告又は証明」とは、保険給付の基礎となる重要な事項（たとえば、災害発生状況、死傷病の年月日、平均賃金等）について、事業主が不当に保険給付を受けさせることを意図して、事実と異なる報告又は証明を行った場合をいうものであること。

2. 本項の規定による徴収金の価額は、Iの2に定める徴収金の価額と同額とすること。

III 徴収金の徴収の方法

本条の規定による徴収金の徴収については、国の債権の管理等に関する法律等関係法令によるほか、次により事務処理を行うこと。

なお、本条の規定による徴収金には、延滞金を課すことはできないものであることに留意すること。

1. 所轄署長は、偽りその他不正の手段によって保険給付を受けた者（以下「不正受給者」という。）があることを発見した場合は、当該給付に係る処分を変更し、当該不正受給者に対し、その旨を別紙様式1により通知すること。
2. 所轄都道府県労働基準局長（以下「所轄局長」という。）は、上記1の通知と同時に、不正受給者（本条第1項）及び第2項が同時に適用される場合は、当該事業主を含む。）に対し、保険給付に要した費用を徴収する旨及び徴収金の価額等を別紙様式の1により通知するとともに、不正受給者又は当該事業主に対して納入告知書を送付すること。

なお、事業主が連帯して徴収金を納付すべき場合は、連帯債務としてそれぞれ債権の確認及び調査決定は1件として処理すること。納入告知書を不正受給者に対して発付する場合には、不正受給者の住所、氏名に当該事業主の氏名を併記し、当該事業主に対しては不正受給者の納入告知をした旨を上記の別紙様式の1による通知書に明記して通知することとし、納入告知書を当該事業主に対して発付する場合には、当該事業主の住所、氏名に不正受給者の氏名を併記し、不正受給者に対しては、当該事業主に納入告知をした旨を上記の別紙様式の1による通知書に明記して通知すること。

3. 本条の規定による徴収金に係る債権管理においては、債権の種類は、第1項に係るものは返納金債権、第2項に係るものは損害賠償金債権とし、歳入科目は雑入とすること。

(10) 労働者災害補償保険法第20条第1項の規定により取得する国の債権の管理事務について

昭和33年2月4日
(基発第70号)

標記にかかわる債権の管理事務については、左記により遺漏のないよう取り扱われたい。

記

1 事務の所掌

労働者災害補償保険法第20条第1項の規定により国が取得する損害賠償の請求権に係る債権の管理事務は、労働者の被災当時の所属事業場を管轄する都道府県労働基準局長である債権管理官が行うものとする。

2 債権の発生等に関する通知

(平成8年3月5日基発第99号により削除)

3 調査確認の時期及び債権金額

(平成8年3月5日基発第99号により削除)

4 債権確認を行った場合の債権管理簿への記載

(平成8年3月5日基発第99号により削除)

5 履行期限

債権確認決議書(徴収決議書(雑収入))及び債権管理簿に記載し、もしくは納入告知の際に指定する履行期限は、当該債権の発生の原因となった保険給付の行われた日(支払の日)とすること。

6 延滞金

(1) 延滞金(履行の遅滞に係る損害賠償金をいう。)は債権管理簿に一件として掲記した債

権額（同一日に支払った補償費に係る債権額）ごとに履行期限の日より履行の日または履行延期の特約の日（特約の日より延納利息を付することを条件とする特約をした場合にはその前日）までの期間について法定利率（年5分）により算定し、徴収すること。ただし、右の一件の債権額が1,000円未満である場合及び一件の債権についての延滞金の額が100円未満である場合は徴収しないこと。

- (2) 納入告知書により払い込まれた額が、その領収日までの延滞金の額と元本債権額との合計額に不足する場合には、この払い込まれた額は、先ず延滞金に充て、次いで元本に充てることとする。

7 納入の告知等

（平成8年3月5日基発第99号により削除）

8 債権の消滅

（平成8年3月5日基発第99号により削除）

9 督促

納入の告知の手続を了した債権について、その全部または一部が納入告知書を発した日後15日を経過してもなお履行されない場合には、債権管理官は、歳入徴収官として督促状を発すること。

10 履行延期の特約

債権者より損害賠償請求額には不服はないが、ただちに全額を弁済することが困難であるため、履行延期を希望する旨の申立があった場合は、債権管理事務取扱規則第34条第1項の規定による履行延期申請書を提出せしめ、債権管理法第24条各号の1に該当するかどうかを調査し、同規則第34条第2項及び第3項に規定する手続により本省に進達すること。

11 多数債権者に対する債権の管理

同一の事項について第三者が2名以上ある場合には債務者の各々に対して、それぞれ当該事故についての給付額に係る債権が生じたこととなるから、債務者別にそれぞれ債権金額についての債権確認、債権管理簿記載、徴収決定、納入告知等を行い、一債務者から弁済の

あったときは、その額を当該債務者の債権の消滅額として債権管理簿に記入するとともに、その弁済額の限度において他の債務者についての債権額をも消滅したもとして債権管理簿に記入すること。ただし、自動車損害賠償責任保険にかかっている自動車の運行により発生した事故については保険会社の保険金支払に先だてて保険給付を行ったものについては、第三者に対する債権額は国の取得した損害賠償請求額全額（保険会社に対して請求し得る額を控除する必要はない。）であるが、保険会社に対する債権額は、自動車損害賠償保障法施行令第2条の規定による死亡または傷害の程度に応じて定められた保険金額を限度とする損害賠償の額となる。

2 時効

不法行為による損害賠償請求権は、被災労働者等受給権者が損害及び加害者を知りたるとき（原則として事故発生時）より3年間の消滅時効が進行し、保険給付により国が代位しても時効中断の効力を生ずるものではないから、時効の完成を来すことのないよう速かに納入の告知を行い、保険給付の対象となる事案で事故発生後保険給付までに3年を経過するおそれのあるもののあることを知ったときは、保険給付をうけるべき者と連絡のうえ、時効中断の措置をとらしめるようにすること。

編注1： 労災保険法第20条は、昭和48年の法改正により、第12条の4に改められている。

編注2： 削除されている部分の現行の取扱いについては、平成8年10月28日基発第643号に基づく第三者行為災害事務取扱手引の第2章第1節の7、第2節の1、4、5を参照すること。

編注3： 記の11の多数債務者に対する債権の管理については、同手引の第2章第2節の9に定める手続によること。

編注4： 本通達中の債権管理官は、国の債権の管理等に関する法律第2条第4項に規定する歳入徴収官等と読み替えて解釈すること。

編注5： 記の5の履行期限については、昭和58年12月21日事務連絡（94頁参照）により納付期限を納入告知の日から20日以内の日とする取扱いとしているので留意すること。

(11) 労働者災害補償保険法第20条第1項の規定により取得する国の債権の強制履行の請求等について

昭和34年4月30日
(基発第306号)

標記の取扱いについては、客年2月4日付基発第70号「労働者災害補償保険法第20条第1項の規定により取得する国の債権の管理事務について」の通達により処理してきたところであるが、その事務処理もおおむね熟知して来たものと思料せられ、かつ、事件数も累増の現状にかんがみ、法務省と打合の結果、自今、左記のとおり改めたからその取扱に遺憾なきようせられたい。

記

- 1 前記通達中、三④「なお書」の取扱はこれを廃止し、各都道府県労働基準局長より直接法務局長または地方法務局長あて強制履行の請求を依頼すること。
- 2 訴訟の提起を依頼したときは、事件概要を付して本省あて報告すること。
- 3 事件が終結したときは、判決文(写)和解調書(写)その他経過報告を添えて本省あて報告すること。

なお、国の債権の管理等に関する法律第17条(第2号、第6号、第7号を除く、債権の申立)、第18条第2項(仮差押または仮処分)、同条第3項(債権者代位)、同条第4項(詐害行為取消)、同条第5項(時効中断)及び第28条(履行延期の特約に代る和解)の規定による債権の申立等に関する手続については、前記1の取扱と同様であるが、前記2及び3については必要としないから、念のため申添える。

編注1: 労災保険法第20条は、昭和48年の法改正により、第12条の4に改められている。

編注2: 記の1の70号通達の三については、平成8年3月5日基発第99号により削除されているため、強制履行の請求は、本省から法務省あてに行うものでなく、都道府県労働基準局長が法務局長又は地方法務局長あて依頼することとなるものであること。

(12) 同一事故について請求すべき相手方が二以上ある損害賠償金債権の取扱について

昭和34年7月3日
(基発第112号)

標記取扱いについて疑義があり、別紙(1)のとおり大蔵省主計局長あて照会したところ、別紙(2)のとおり回答があったので自今これにより取り扱われたい。

なお、共同不法行為については、一応各不法行為者別に債権の調査確認、歳入徴収官の調査決定及び納入の告知を行い連帯債務関係であることが明確になったときは、連帯債務者を一括して債務者とし、債権額は、求償権の額とするよう変更の調査確認及び調査決定を行い、関係帳簿を整理することとされたい。ただし、この場合においても既に行った納入の告知は無効とはならないから、改めて納入の告知をする必要はない。

別紙(1)

基発第112号

昭和34年2月24日

労働省労働基準局長

大蔵省主計局長殿

連帯債務者に対する損害賠償金債権に係る

債権管理事務の取扱上の疑義について

首題の件について、別紙のとおり債権管理事務等の取扱上疑義がありますので、何分の御回答を願います。

別紙

労働者災害補償保険特別会計において、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号以下「保険法」という。）の規定による補償の原因である事故が、第三者の行為に因って生じたものについて保険給付をしたときは、保険法第20条第1項の規定により、その給付の価額の限度で、補償を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を政府が取得することとなるが、政府が取得したこれら損害賠償請求権について、次の事例のように、これを行使すべき第三者（債務者）が2人以上ある場合が生ずる。

- (1) 加害者が、ある事業についての被用者であり、その使用者のための事業の執行について発生した事故で、かつ、使用者責任が生ずる場合の使用者及び被用者
- (2) 自動車損害賠償責任の適用を受ける事故における当該事故の加害者及び使用者に責任のある場合の使用者並びに自動車損害賠償保険を取扱う保険会社
- (3) 共同不法行為者の加害による場合の加害者の全員

この場合において、債権管理、調査決定及び納入告知（以下「債権管理等」という。）の取扱いについて、適宜これらの者の中の1名を代表者と定めてこれを行うか、又はそれぞれの債務者ごとにこれを行うべきか左記のとおり疑義がある。

記

1 代表者1名を定めて債権管理等を行うべきであるとする理由

右のごとき事例のそれぞれの債務は、連帯債務関係にあるものであって、当然、民法第432条から第445条までの規定の適用があることとなり、従って、これらを連帯債務者に対する債権管理等は、債権金額について連帯責任があるものとして、適宜これらの者の中の1名を代表者と定めて処理することが最も妥当な取扱いである。

2 それぞれの債務者ごとに債務管理等を行うべきであるとする理由

- (1) 前記(1)並びに(2)のそれぞれの債務は、それぞれ別個の法律関係のもとに発生した債務であって、いずれも民法第432条から第445条までの規定に規定する連帯債務でなく、唯々被害者はそれぞれの債務者のいずれに対しても損害の賠償を請求し得る関係上、そのうちの一債務者の賠償債務の履行によって両者の債務が消滅するに過ぎないものであるから（昭和12年6月30日大審院民事三部判決大審院民事判例集16巻1285頁参照）、債権管理等については、それぞれの債務者別にこれを行う必要がある。
- (2) 又、前記(3)の共同不法行為者のそれぞれの債務については、連帯債務関係が成立するか否かについて疑義が生ずる場合が少なくないので、原則として、各不法行為者について債権管理等を行い、債権の確保に万全を期する必要がある。

別紙(2)

蔵計第2063号

昭和34年6月24日

大蔵省主計局長 石原周夫

労働省労働基準局長殿

連帯債務者に対する損害賠償金債権に係る

債権管理事務の取扱上の疑義について

2月24日付基発第112号をもって照会のあった標記の件については、貴職よりの照会文書別紙記2に掲げる取扱によることとするのが妥当であると解されます。

なお、1、(2)の場合においては、連帯債務関係であることが明確になったときは、関係帳簿の訂正等適切な措置を講ずることとされたい。

編注： 労災保険法第20条は、昭和48年の法改正により、第12条の4に改められている。

(13) 災害補償を行った使用者の第三者に対する求償権等について

昭和36年3月28日
(基発第251号)

標記に関する別添のとおり最高裁判所第三小法廷の判決があったので、了知のうえ、事務処理の参考とせられたい。

なお、判決の関係する要点は、次のとおりである。

- 1 労働基準法第79条の補償を行った使用者は、民法第422条（賠償者代位）の類推により、遺族に代位し、当該災害につき損害賠償責任を負う第三者に対し、求償権を取得する。
- 2 交通事故の被害者に、道路交通に関する法令違反の行為があっても、当該法条が、その違反行為が、ただちに自動車の衝突事故を惹起するおそれのあることを想定して設けられたものでない場合、それだけでただちに被害者に過失があるとはいえない。
- 3 第三者が、業務執行中の自動車の運転者に乗車を依頼し、乗車中、運転者の故意、過失によって災害を受けた場合には、その乗車が、運転者の業務執行の一部あるいはその延長若しくはそれとの密接な関係に基づくものと認められるときにのみ運転者の使用者は、民法第715条の責任を負う。（注、この場合いわゆる好意便乗であっても、自動車損害賠償保障法の施行以後の事故に係るものは、同法第3条の規定により、自動車の保有者が保有者責任として損害賠償責任を負っていることに留意すること。）

(参 考)

道路交通取締令

第36条第2項

自動車又はそのけん引車の使用主又は運転者は車両検査証に記載した乗車定員又は最大積載量を超えて乗車をさせ又は積載をしてはならない。但し、貨物自動車につきその貨物の積卸に必要な人員の乗車は、この限りでない。

第38条の2

第36条第2項但書又は前条第2項の規定により貨物自動車の乗車する者は、荷台にすわらなければならない、且つ、身体の一部を荷台の外に出してはならない。

(別添)

○昭和31年(才)第364号

(以下「第三者行為災害関係通達集」参照)

⑭ 同一事業主の事業場を異にする労働者相互の加害行為に対する労働者災害補償保険法第20条第1項の取扱いについて

昭和44年3月23日
(基発第148号)

標記については、本年4月1日以降に災害が発生した事案から、下記のように取り扱うこととしたので、留意されたい。

記

保険給付の原因である事故が、当該被災労働者と同一の事業主（法人を含む。）に使用される労働者であって、事業場を異にするものの加害行為（当該事業の執行に付きなしたものに限る。）によって生じた場合には、労働者災害補償保険法第20条第1項の規定に基づく求償権の行使を差し控えること。

編注： 労災保険法第20条は、昭和48年の法改正により、第12条の4に改められている。

(15) 第三者行為災害に係る損害賠償金債権のうち、債務者が「無資力又はこれに近い者」である場合の取扱基準について

(昭和49年4月5日)
(基発第181号)

労働者災害補償保険法第12条の4第1項の規定に係る求償権の取扱いのうち、保険給付の原因である事故が無資力又はこれに近い者の行為によって生じた場合は、昭和37年2月19日付け基発第144号通達（法第20条第1項の規定により政府が取得した求償権の行使について）により、求償しないこととして取扱ってきたところであるが、「無資力又はこれに近い者」の取扱いについては、次の取扱基準に掲げる要件のすべてを具備する場合に限り「無資力又はこれに近い者」として取扱うこととしたので、本取扱いについては遺漏のないようにされたい。

なお、本取扱いは、本年4月1日以降において初めて保険給付したものについて適用するものとする。

記

I 「無資力又はこれに近い者」の取扱い基準

次のすべての要件を具備する者に限り、「無資力又はこれに近い者」として取扱うものとする。

1. 処分可能な不動産、動産がないこと。
2. 債務者が現に生活保護法第12条から第18条までに規定する扶助を受けている場合又は債務者及びこれと生計を一にする家族の年間総収入の合計額の月割額が、生活保護法第8条第1項の規定に基づく厚生省告示（生活保護法による保護の基準）別表第1に定める生活扶助基準（収容及び移送を除く。）により計算した金額の2.0倍相当額に別表第2及び別表第3に定める住宅扶助及び教育扶助の基準により計算した金額並びに6カ月以上の長期療養を要する者がある場合における必要最小限の予定療養費の月割額を加算した金額に満たないこと。

なお、債務者が法人である場合は、その法人が、経営状態が著しく窮迫したため解散しているか又はそのすべての事業を全面的に休止し、将来、その事業を再開する見込が全く

ないこと。

3. 債務者の年齢又は身体障害状況等から判断して、将来において応償能力を獲得することが困難であると見込まれること。

II 取扱基準の運用上の留意事項

上記Iの「無資力又はこれに近い者」の取扱基準の各要件の適用にあたっては、次のことに十分留意して行うものとする。

1. 取扱基準1の要件について

- (1) 不動産又は動産があっても、これに相当する負債がある場合は、本要件に該当するものとして取扱うこと。
- (2) 民事訴訟法第568条（未分離果実及び蚕の差押）、第570条（差押禁止物）及び第570条の2（裁判による差押禁止物の拡張）の規定による差押えることができない財産及び自営業者の営業用機械のように、その財産を処分することにより、債務者の生活が著しく圧迫されるような財産については、これを処分可能な財産とみなすこと。

2. 取扱基準2の要件について

- (1) 生活保護法第8条第1項の規定に基づく昭和49年4月1日現在の厚生省告示（生活保護法による保護の基準）は、別添のとおりであること。
- (2) 債務者が現に生活保護法第12条から第18条までに規定する扶助を受けているか否かは、当該債務者より「福祉事務所（生活保護法第19条第1項に規定する事務所をいう。）が、その保護の事実を証明した書面」を提出させて確認すること。
- (3) 債務者及びこれと生計を一にする家族の年間総収入については、臨時収入を含むものとし、過去1年間の総収入額、その他債務者から提出する資料等を勘案して適当と認める額とすること。
- (4) 農業その他の事業を営む者にあつては、年間総収入（事業外収入を含む。）から経営費（事業経営のために必要な一切の現金的経費をいい、拡大再生産費と認められるものは除き、事業外収入を得るために必要な経費を含むものとし、当該経営費の額については、債務者から提出する資料等を勘案して適当と認める額とする。）、公租公課及び事業経営上必要な負担金を控除した金額をもって、その者に係る年間総収入額とすること。
- (5) 「法人が、経営状態が著しく窮迫したため解散している」ことの判定は、次のいずれかにより行うこと。

イ 当該法人について、商業登記簿本、決算書類、課税状況及び実地調査等から判定して、法人がすでに解散登記済であり、かつ、その解散の事由が、経営状態が著しく窮

迫したためであると認められること。

ロ 法人について破産法（大正11年法律第71号）第145条の規定による同時破産廃止の決定又は同法第353条の規定による費用不足による破産廃止の決定があったこと。

なお、この事実については、官報又は新聞紙上に登記事項を記載して公告されるので、これにより確認すること。

(6) 「そのすべての事業を全面的に休止」していたか否かの判断は、次によること。

イ 当該法人について、事業が全面的に休止に至った事情等について、決算書類等、当該法人の経理関係資料から調査し、その事実が確認できること。

ロ 必要により、税務官署、市町村及び社会保険官署に対して、租税及び公課等の徴収状況を照会し、事業の全面休止以降の賦課等の事実が全くないことを確認すること。

(7) 「将来、その事業を再開する見込が全くない」と判定するのは、判定時において、法人の代表者の所在が全く不明であるか、又は当該法人の資産状態が債務超過であり、かつ、当該法人の有する未収債権の内容が不良のため、その取立の見込が全くないと認められる場合その他これらの事実と類する事実があると認められる場合とすること。

3. 取扱基準3の要件について

(1) この取扱いは、債務者が単に未成年者であること等のみで無資力又はこれに近い者とするものではなく、その者が、現在、取扱基準1及び2の要件に該当する場合であっても、将来において応償能力回復の可能性を有すると思われるものについては、「国の債権の管理等に関する法律」の規定による履行延期の特約等の手続きをとることとなる。

(2) 従って、「応償能力の回復を獲得することが困難である」として判定するのは、原則として、次のうちのいずれかの一に該当する場合とすること。

イ 債務者は、40才以上の中高年令者であること。

ロ 債務者に身体障害がある場合は、その障害の程度が、労働者災害補償保険法施行規則別表障害等級表による第9級以上に該当すること。

編注：昭和37年2月19日基発144号は、平成8年3月5日基発第99号により廃止されている。

(16) 労災保険における第三者行為災害の損害賠償金債権に係る延滞金の取扱いについて

昭和58年12月21日
（事務連絡）

第三者行為災害による損害賠償金債権の債権管理については、昭和33年2月4日付け基発第70号「労働者災害補償保険法第20条第1項（現行第12条の4第1項）の規定により取得する国の債権の管理事務について」及び「第三者行為災害事務取扱手引」（昭和57年4月改訂）によりその取扱いについて指示してきましたが、先般、労働本省における会計検査において第三者行為災害による損害賠償金債権に係る延滞金の徴収が適正に行われていない旨の指摘を受けたところです。

このことは、昭和32年1月10日付け蔵計第105号大蔵大臣通達「国の債権の管理等に関する法律及びこれに基づく命令の実施について」（会計実務必携昭和58年版363頁参照）の記の第1の趣旨にも反することとなりますので、各局においては会計検査院の指摘を謙虚に受けとめ、今後の事務処理にあたっては関係法規及び前記通達等に基づき適正な事務処理を行うよう願います。ただし、健康保険等他の公的な保険制度における延滞金徴収事務との調整を図る必要があることから、当分の間、延滞金徴収に関する事務処理は、下記により取り扱うこととし、昭和59年1月1日以降労災保険法第12条の4第1項の規定に基づく損害賠償請求権を取得したものから実施することとしますので、了知願います。

記

- 1 納入告知書に指定する納付期限は納入告知の日から20日以内の適宜な日とすること。
- 2 納入告知書の延滞金の計算方法欄に延滞金の起算日、元本、率等を必ず明記すること。
- 3 延滞金の起算日は納付期限の翌日とすること。
- 4 弁済金の充当順序は延滞金、元本の順とすること。

17 第三者行為災害における支給調整事務の一部改正について

平成 8 年 3 月 5 日
(基 発 第 9 9 号)

第三者行為災害における支給調整事務を迅速かつ適正に行うため、関係団体と協議を行ってきたところであるが、今般、従来の取扱いの一部を下記のとおり改正することとしたので、平成 8 年 4 月 1 日以降における事務処理については、本通達によって処理することとされたい。

記

1 求償に伴う事務手続について

(1) 保険会社等に対して求償する場合の考え方について

労災保険給付に伴い、労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）第 12 条の 4 第 1 項に基づき、第一当事者（被災者）及び遺族等の請求権者（以下「第一当事者等」という。）から国が取得する権利は、第二当事者（相手方）及び使用者又は運行供用者等損害賠償責任を有する者（以下「第二当事者等」という。）に対する損害賠償請求権だけでなく、自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済（以下「自賠責保険」という。）を取り扱っている損害保険会社又は都道府県共済農業協同組合連合会（以下「保険会社等」という。）に対する被害者請求権並びに自動車保険及び自動車共済（以下「任意保険」という。）を取り扱っている保険会社等に対する請求権者の直接請求権を含むものである。この場合、保険会社等と第二当事者等は、国に対してそれぞれ不真正連帯債務を負う関係に立つことになり、第三者行為災害における国の求償権の行使は、保険会社等と第二当事者等に対して同時に行うことが可能である。

したがって、今後は、保険会社等により確実に支払いが行われる見込みがある等の事情が認められる場合には、保険会社等に対して第二当事者等よりも優先して納入告知書を送付することとする。

ただし、都道府県労働基準局（以下「局」という。）が保険会社等に対して納入告知を行った後に、第二当事者等から任意保険を用いず自己負担する旨連絡があった場合、及び示談代行のない任意保険と契約している第二当事者等が自らへの求償を希望している旨保

険会社等又は当該第二当事者等から連絡があった場合には、求償事務を円滑に進める観点から、局は納入告知書を第二当事者等に対して別途送付することとする。

(2) 同意書に係る手続の廃止について

従来、保険会社等に対して求償を行う際には、国は第二当事者より同意書の提出を求め、当該同意書の写しを送付する等の事務処理を行っていたところであるが、国の求償権の行使は、労災保険給付に伴い国が第一当事者等より取得した自賠償保険を取り扱っている保険会社等に対する被害者請求権と任意保険を取り扱っている保険会社等に対する請求権者の直接請求権（以下「被害者請求権等」という。）に法律上の根拠を有するものである。したがって、今後は第二当事者に対して同意を求める等の手続を経ることなく保険会社等に対して直接求償することとする。

なお、これに伴い従来の同意書に係る事務処理は廃止する。

(3) 納入告知書のあて名について

保険会社等に対して局が納入告知書を送付する際には、従来は納入告知書のあて先を第二当事者名としていたところであるが、今後は納入告知書には保険会社等の名称を記載することとする。

なお、督促手続についても同様の取扱いとする。

2 自賠償保険及び任意保険と労災保険との支払事務の調整について

自賠償保険による保険金の支払いと労災保険給付との支払事務の調整については、自賠償保険による保険金の支払いを労災保険給付に先行させるよう取り扱うのが原則（以下「自賠先行の原則」という。）であるが、第一当事者等が労災先行を希望する場合には、労災保険給付を自賠償保険による保険金の支払いよりも先行させているところである。

しかしながら、保険会社等と労働基準監督署（以下「署」という。）の連携が十分に図られなかったような事案において、第一当事者等に対して自賠償保険又は任意保険と労災保険が重複して支払われた結果、第一当事者等より重複てん補分を回収しなければならないという困難な問題が現実に発生していることから、重複てん補の防止を図る必要性が生じている。

そのため、同一の損害について第一当事者等より労災保険給付の請求と保険会社等に対する被害者請求等が重複して行われた場合には、自賠先行の原則を踏まえながら、第一当事者等の意向を確認した上で事務処理を行うという従来の考え方は維持しつつ、迅速に処理を進め、併せて損害の重複てん補を防止するという観点から、署は保険会社等と密接に連携を計りながら次の要領で事務処理を行うこととする。

- ① 保険会社等から署に対し、第一当事者等より被害者請求等が行われていない旨回答がなされた後に被害者請求等が行われた場合には、保険会社等から署に対しその旨連絡がなされるが、その連絡が行われた時点で労災保険給付が既に行われていた場合には、その価額の限度において既に第一当事者等の権利を国が取得していることから、保険会社等において支給調整を行うこととなるので、署は労災保険給付を継続して行い、局は保険会社等に対して求償することとする。

この場合、第一当事者等が保険会社等へ行った保険金の支払請求の中には、慰謝料等労災保険の給付対象としていない損害が含まれることもあるが、このような事案で労災保険からの求償と第一当事者等よりの慰謝料等の請求の合計額が保険会社等の支払限度額を超過する場合には、保険会社等は国と第一当事者等に対して按分比例して支払いを行うこととなるので留意すること。

- ② 保険会社等から上記①の連絡が行われた時点で労災保険給付が行われていなかった場合及び保険会社等が署に対し第一当事者等より被害者請求等が行われているが未だ支払いを行っていない旨の回答を行った場合には、署と保険会社等は速やかに協議を行うこととする。

この場合、第一当事者等より署に対して労災保険給付の請求が既に行われていることから、保険会社等においてもそうした状況を踏まえて損害の重複てん補を防止するための措置を講じることになるが、署においても保険会社等と連携を図りつつ、第一当事者等の意向を速やかに確認して事務処理を進めること。

2 保険会社等に対する照会手続について

(1) 保険会社等の回答に係る督促状の様式化等について

保険会社等に対しては、従来より、保険金支払いの有無及び当事者の過失割合についての意見等について文書で照会を行い、その回答を参考にして支給調整事務を行ってきたところである。

しかしながら、保険会社等からの回答が遅れ、署又は局における事務処理が遅延する事案も少なくないことから、今後は保険会社等に対する照会文（様式第5号）には原則として2週間の回答期限を設けることとする。

また、併せて回答期限までに保険会社等より回答がなかった場合における保険会社等に対して送付する文書（様式第7号）を新たに様式化し、その文書にも原則として2週間の回答期限を記載することとする。

(2) 過失割合に関する調査等の省略について

自賠責保険と任意保険の支払いを一括して行う取扱い（以下「任意一括払い」という。）が成立している事案において、局が求償した額と第一当事者等が被害者請求権等を行使できる金額の合計額が自賠責保険金額以下であることが明確であると判断される場合には、第一当事者に重過失が認められるものを除き、署は当事者の過失割合に関する調査及び保険会社等に対する照会手続を省略することとし、局は過失割合を記載せずに保険会社等に対して納入告知を行うこととする。

4 求償に伴う予告通知手続の廃止等について

求償事案においては、署が給付内訳を記載した予告通知書を第二当事者等に対して送付するとともに、その写しを保険会社等に対しても送付しているところである。これは、求償事務を円滑に進めるため、納入告知を行う前にあらかじめ求償見込額を明らかにした予告を行っているものである。

しかしながら、現在は求償先のほとんどが保険会社等となっており、局と保険会社等の間に限って見た場合には、あらかじめ給付内訳を記載して求償の予告を行う必要性は少ないものと考えられる。また、保険会社等に対して求償を行う場合には、事前に第二当事者等に対して給付内訳を記載した予告通知書を送付する必要性も乏しいと考えられる。このため、今後は、保険会社等に対して求償する事案については、求償に伴う事務処理を簡素化するため予告通知手続は廃止することとする。

一方、自賠責保険や任意保険の支払対象とならない災害については、局は第二当事者等に対して求償を行うこととなるが、従前どおり求償を行う前に給付内訳を記載した予告通知書を第二当事者等に対して送付することが求償事務を円滑に進める上で有効であることから、第二当事者等に対して求償を行うこととなる事案についてのみ署は事前に第二当事者等に対して予告通知書（様式第8号）を送付することとする。

5 念書の取扱いについて

自賠責保険に対して求償する際には、従来第一当事者等より提出された念書の写しを添付することとしていたが、今後は求償事務の簡素化を図るという観点から、念書の写しを送付するという取扱いは廃止することとする。

なお、第一当事者等が軽率な示談を行うことによって局及び署の事務処理が混乱することを防止するため、念書には、示談の内容によっては保険給付を受けることができない場合が

あることについても新たに明記することとしたので、特に留意して第一当事者等に対する指導を行うこと。

再発事案における支給調整について

再発事案についても、今後は支給調整の対象とする。

ただし、再発に係る労災保険給付に先立って第一当事者等が損害賠償金を受領している場合には、その損害賠償金が再発により生じた損害について支払われた場合に限りその額を控除して保険給付を行うこととする。

求償権の行使の差し控えについて

(1) 求償権の行使の差し控えについて

第三者行為災害において第一当事者等に対して労災保険給付を行った場合には、労災保険法第12条の4第1項の規定に基づき、国は求償権を取得することとなるが、求償権の取得は同時に国の債権の発生となり、国の債権の管理等に関する法律に基づく債権管理が必要となる。

したがって、求償権を取得した事案については財政上最も国の利益に適合するよう処理することが求められることとなるが、一方、取得した求償権はすべて行使することが義務付けられているものではなく、一方の合理的な理由があって明確な基準に沿って処理が行われる限りにおいては、歳入徴収官の裁量によって求償権の行使を差し控えることも可能である。

求償権の行使を差し控える場合の基準については、「第三者行為災害事務取扱手引」（平成2年3月31日付け基発第185号）等に明示されているところであるが、今般その差し控えを行う理由を次の(2)のとおり一部整理変更することとする。

なお、次の(2)及び(3)に記載されている事項以外については従前どおりの考え方である。

(2) 求償権の行使の差し控えの考え方について

イ 同一の作業場で作業を行う、事業主を異にする労働者の加害行為による災害

同一の作業場で作業を行う、事業主を異にする労働者の加害行為による災害については、同一の作業場で作業を行っている限りにおいては、第一当事者を雇用する事業主と第二当事者を雇用する事業主は、常に立場が逆転する可能性があり相互に損害賠償責任を負う危険性を共有していると考えられることから、求償権の行使を差し控えることとする。

なお、相互に危険性を共有している限りにおいては、日常的な作業をともに行っている必要はないものであること。

また、元請負人と下請負人の関係も同様の考え方により、同一の作業場で作業を行い、相互に危険性を共有していると認められる場合には、求償権の行使を差し控えることとする。

ロ 直系血族及び同居の親族の加害行為による災害

生活共同体や家族生活の維持という観点からみると、直系血族及び同居の親族は一般的に第一当事者の収入により生活の全部又は一部を営むかあるいは営む可能性が高い関係にあると考えられるので、第一当事者と生計維持関係にある同居の親族又は第一当事者が民法第877条第1項に規定する絶対的扶養義務を負う直系血族及び兄弟姉妹の場合には、求償権の行使を差し控えることとする。

ハ 労働者派遣法に基づく派遣労働者と派遣先事業場に所属する労働者間の災害

派遣元事業主より派遣されて派遣先事業場において就労する労働者と派遣先事業場に雇用される労働者とは、同一の事業場又は作業場において業務を行っているのが通常であり、上記イの場合と同様の考え方により求償権の行使を差し控えることとする。

ニ 第二当事者等が無資力の場合

第二当事者等が無資力で求償権を行ったとしても、結果的に徴収停止、免除等の措置に移行することが見込まれる事案にあつては、求償に伴う事務処理を省略することがむしろ合理的であると考えられることから、求償権の行使を差し控えることとする。

(3) 求償権の行使の一部差し控えについて

求償権の行使の一部差し控えという取扱いについては、これを廃止することとし、従来求償を一部差し控えていた事案については、上記7の(2)のイ又はハに該当する場合にあつては、全部差し控えの取扱いを行うこととする。

8 介護（補償）給付の取扱いについて

介護（補償）給付の給付内容及び民事損害賠償との支給調整の考え方については、平成8年3月1日付け基発第95号をもって指示したところであり、介護（補償）給付について支給調整事務を行うに当たっては、他の保険給付と同様に取り扱うこと。

9 第三者行為災害が提出されない場合の保険給付の一時差し止めについて

第三者行為災害届は、労災保険法施行規則第22条に基づき第一当事者等から提出される

届出で第二当事者に関する事項や災害発生状況等を記載するものであるが、第三者行為災害における支給調整事務を適正に行うためには必要不可欠な書類である。

しかしながら、事案によっては第三者行為災害届が第一当事者等より提出されず、あるいは大幅に遅れて提出されたため、災害発生状況の確認や第一当事者等の損害賠償金の受領の有無、あるいは保険会社等に対する被害者請求権等の行使の有無等について必要な情報が得られず、事務処理が遅延する事案が生じているところである。このため、正当な理由がなく、電話及び文書による督促にもかかわらず第三者行為災害届を提出しない第一当事者等については、労災保険法第47条の3に基づき、労災保険給付を必要に応じて一時差し止めることとする。

10 様式の改正等について

第三者行為災害に係る支給調整事務の簡素・合理化を図るという観点から、従来関係通達において定めていた様式について廃止、統合等を行い、別添のとおり新たに様式を定めることとする。

11 保険会社等に求償する際に添付する書類について

保険会社等に対して求償する場合、納入告知書以外に送付する書類は、原則として次に掲げるものとする。

イ 「第三者行為災害による損害賠償の請求について」（様式第2号(4)）

ロ 「交通事故証明書」

ただし、交通事故証明書がない場合は、「交通事故発生届」（様式第3号）

ハ 「第三者行為災害届」（届その1～届その4）

ただし、第三者行為災害届がない場合は、「第三者行為災害報告書」（報告書その1～報告書その2）

ニ 第一当事者が死亡した場合は、「死亡診断書」又は「死体検案書」

ホ 第一当事者が死亡した場合は、「戸籍謄本」

なお、第一当事者等より保険会社等に対して被害者請求等が行われている場合には、既に第一当事者等より保険会社等に対して提出されている書類については改めて添付する必要はない。

12 関係通達の改廃について

(1) 関係通達の廃止について

上記改正に伴い、次の通達を廃止する。

- イ 昭和34年8月26日付け基発第592号
- ロ 昭和34年10月21日付け基発第720号
- ハ 昭和35年11月2日付け基発第933号
- ニ 昭和37年2月19日付け基発第144号
- ホ 昭和47年7月19日付け基発第454号

(2) 関係通達の改正について

上記改正に伴い、次に掲げる通達の各部分を削除する。

- イ 昭和32年7月2日付け基発第551号記の2の(2)
- ロ 昭和33年2月4日付け基発第70号記の2、3、4、5、7及び8
- ハ 昭和35年11月2日付け基発第934号記の2の(1)
- ニ 昭和41年6月17日付け基発第610号記の1及び2のうち「また、再発にかかる年金の給付については、災害発生後3年以内に支給すべき分についても損害賠償との調整は行わないこと。」の部分
- ホ 昭和41年8月30日付け基発第936号記の2、4及び6
- ヘ 昭和41年12月16日付け基発第1305号記の2、4及び7
- ト 昭和55年5月8日付け基発第237号記 別添の様式第1号
- チ 昭和60年4月25日付け基発第234号記の1
- リ 昭和63年3月16日付け基発第162号記の1の(1)のロ、ハ、ニ、ホ及び(2)
- ヌ 昭和63年3月28日付け基発第190号記の2

(3) 第三者行為災害事務取扱手引について

第三者行為災害事務取扱手引については、「第三者行為災害事務取扱手引の改訂について」（平成2年3月31日付け基発第185号）により通達しているところであるが、同通達の改正について平成8年度に追って通達することとしているので、それまでの間は、本通達による取扱いと抵触する部分については本通達により取り扱うこととされたい。

(様式省略)

編注：様式については、平成8年10月28日基発第643号に基づく第三者行為災害事務取扱手引の第3章を参照すること。

(18) 労災保険における第三者行為災害の損害賠償金債権に係る延滞金の取扱いについて

平成12年10月16日
(事務連絡)

標記については、昭和33年2月4日付け基発第70号「労働者災害補償保険法第20条第1項（現行第12条の4第1項）の規定により取得する国の債権の管理事務について」及び「第三者行為災害事務取扱手引」（平成8年10月改訂）により指示してきたところであるが、先般、平成11年度の地方労働基準局及び労働本省における会計検査院による検査、また、平成12年度中央労災補償監察（前期）の実施結果からも延滞金の徴収が適正に行われていない旨の指摘及び報告があったところである。

各局においては、ブロック労災補償会議においても指示したところであるが、従来の事務処理が適正に行われているか見直すとともに、前記通達等に基づき、より一層の適正な処理を行うようお願いする。

(19) 債権現在額報告書の記載要領について

（昭和44年5月20日）
（蔵計第2060号）

国の債権の管理等に関する法律（昭和31年5月22日法律第114号。以下「法」という。）第39条の規定に基づく債権現在額報告書の記載については、債権管理事務取扱規則（昭和31年12月29日大蔵省令第86号。以下「規則」という。）別紙第11号書式の備考に定めるところによるほか、次によることとしたので通知する。なお、「債権現在額報告書の記載要領について」（昭和33年5月9日蔵計第1296号）は、廃止する。

1 区分及び債権の種類欄の記載は、区分については、規則別紙第9号書式の備考2に定める歳入、歳入外、積立金、資金及び国民年金印紙の区分の順序によるものとし、債権の種類については、前記各区分のうちにおいて規則別表第二及び規則別表第三に定める債権の種類配列の順序によるものとする。

ただし、各省各庁の長が大蔵大臣に協議して設定する債権の種類については、当該協議において定める配列の順序によるものとする。

2 履行期限到来額欄及び履行期限未到来額欄の履行期限は、契約法令等で定められた履行期限によるものとする。ただし、法第16条の規定に基づいて履行期限の繰上げをした債権については、その繰上げをした履行期限、法第24条、その他の法律の規定により履行期限を延長した債権については、その延長した履行期限によるものとする。

なお、履行期限を繰上げ又は延長した債権で、その金額を分割して履行期限を定めたものに係る債権現在額については、履行期限を経過している部分に相当する金額と、履行期限を経過していない部分に相当する金額とに区分し、それぞれ履行期限到来額又は履行期限未到来額欄に記載するものとする。

3 債権現在額報告書（徴収停止分）の本年度発生債権分欄は、本年度に発生した債権について、本年度において徴収停止の措置をとったものの現在額を、前年度以前発生債権分欄は、前年度以前に発生した債権について、本年度及び前年度以前の年度において徴収停止の措置をとったものの現在額をそれぞれ記載するものとする。

4 利息、延滞金及び法令又は契約の定めるところにより附する加算金に係る債権については、債権管理簿に確定金額をもって記載された金額を記載するものとする。

- 5 国税徴収法（昭和34年4月20日法律第147号）第153条第1項の規定に基づいて滞納処分の執行を停止した債権については、規則別紙第11号書式（その2）債権現在額報告書（徴収停止分）に記載することなく、同書式（その1）債権現在額報告書に記載するものとする。
- 3 記載方法は、別紙記載例によるものとする。
- 7 債権現在額は、債権一件ごとの円位未満の端数金額を切り捨てて算出するものとする。
- 3 債権現在額がない場合においても該当がない旨の報告をするものとする。
- 3 提出部数は、正1部、副4部とする。

別紙

昭和〇〇年度

〇〇所管

〇〇会計

債権現在額報告書（徴収停止分）

区分及び債権の種類	本年度発生債権分	前年度以前発生債権分	合計	備考
	円	円	円	
歳入				
政府資産整理収入				
国有財産処分収入				
国有財産売払収入				
不動産売払代債権	0	〇〇	〇〇	
雑収入				
国有財産利用収入	〇〇	〇	〇〇	
国有財産貸付収入	〇〇	〇	〇〇	
公務員宿舍使用料債権	〇〇	〇	〇〇	
物件貸付料債権	〇	0	〇	
共有船舶利用収入				
共有船舶償却債権	〇〇	0	〇〇	
歳入計	〇〇	〇〇	〇〇	
			昭和〇〇年〇〇月〇〇日	
			大蔵大臣	〇〇大臣 印

(20) 債権現在額通知書に関する資料について

(昭和44年5月)
(会収第75号)

(改正昭和46年5月)
(会収第24号)

標記のことについて、下記調書を昭和43年度以後の毎年度末現在において、別紙様式1～4により作成のうえ、債権現在額通知書とともに当課（特別会計にあっては主管局）あて提出願いたい。

なお、昭和41年6月13日会収第82号「債権現在額通知書に関する資料について」は、昭和42年度限りで廃止する。

記

- | | |
|------------------------------------|-----|
| 1 債権現在額（履行期限到来額）と収納未済歳入額との差額調 | 様式1 |
| 2 徴収停止の整理をした債権の調 | 様式2 |
| 3 不納欠損額内訳調 | 様式3 |
| 4 債権現在額と決算書の財務諸表計上債権額との差額調（特別会計のみ） | 様式4 |

注 本調書は、債権現在額報告書の添付資料として提出するものである。

(別紙)
様式 1

債権現在額（履行期限到来額）と収納未済歳入額との差額調

年度 _____ 所管 _____ 会計 _____ 勘定 _____

科 目	債権現在額（履行期限到来額）			収 納 未 済 歳 入 額			差引増減 （△）額 （A - B） C	差額を生じている理由
	本 年 度 発生債権分	前年度以前 発生債権分	計 A	本 年 度 分	前年度以前分	計 B		
歳 入 （部） （款） （項）	円	円	円	円	円	円	円	

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格B列4とする。
- 2 債権現在額（履行期限到来額）欄には、本年度発生債権分及び前年度以前発生債権分毎に債権現在額報告書の履行期限到来額と徴収停止分の額の合計額を記載し、徴収停止分の額をそれぞれ上段に（ ）内書で記載するものとする。
- 3 収納未済歳入額欄は、本年度分及び前年度以前分毎に収納未済歳入額を区分して記載するものとする。
- 4 差額を生じている理由欄は、差引増減（△）額欄の金額についてその差額を生じている理由別に記載するものとする。
- （例）イ 国内部の受払いは債権現在額報告の対象としないため差額を生じている場合
国内部（〇〇会計）のもの △〇〇円
- ロ 当該年度の3月に納付期限を翌年度の4月として調査決定したものは、歳入決算報告書においては収納未済歳入額として計上されたが、債権現在額報告書においては、履行期限未到来額欄に計上されるため差額を生じている場合
〇〇年4月に納付期限を定めているため履行期限未到来のもの △ 〇〇円
- ハ 債務者の住所等が不明のため歳入の調査決定ができないため差額を生じている場合
債務者の住所等が不明のため未調定のもの 〇〇円

様式 2

徴収停止の整理をした債権の調

____年度 ____所管 ____会計 ____勘定

区分及び 債権の 種類	法第21条第1項第1 号の規定によるもの			法第21条第1項第2 号の規定によるもの			法第21条第1項第3 号の規定によるもの			法第21条第2項の規 定によるもの			合 計			備 考
	本年度 発生 債権分	前年度 以前 発生 債権分	計	本年度 発生 債権分	前年度 以前 発生 債権分	計	本年度 発生 債権分	前年度 以前 発生 債権分	計	本年度 発生 債権分	前年度 以前 発生 債権分	計	本年度 発生 債権分	前年度 以前 発生 債権分	計	
歳入 (部) (款) (項) (目)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円				
歳入外 (部) (款) (項) (目)																
資金 (部) (款) (項) (目)																

- 注 1. 用紙の大きさは日本工業規格B列4とする。
 2. この調書における法とは「国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号）」をいう。

様式 3

不 納 欠 損 額 内 訳 調

年度 _____ 所管 _____ 会計 _____ 勘定 _____

区 分	所属年度及び件数金額	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備 考
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	
	歳入徴収官事務規定第27条第1項第1号の規程 によるもの		円		円		円	
	” 第2号 ”							
	” 第3号 ”							
	” 第4号 ”							
合	計							

④ 用紙の大きさは日本工業規格B列4とする。

様式 4

債権現在額と決算書の財務諸表計上債権額との差額調

年度 _____ 所管 _____ 会計 _____ 勘定 _____

	債 権 現 在 額			決算書の財務諸表 計 上 債 権 額		差 引 増 減 (△) 額 (A-B) C	差 額 を 生 じ て いる 理 由
	履行期限 到 来 額	履行期限 未 到 来 額	計 A	勘定科目	金 額 B		
歳入(款)項	円	円	円	円	円	円	
歳入外(部)(款)項							
資金(部)(款)項							

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格B列4とする。
- 2 決算書の財務諸表計上債権額は、特別会計決算参照書の財務諸表に計上された売掛金、貸付金、未収金等の勘定科目及び金額を記載するものとする。
- 3 差額を生じている理由欄は、差引増減(△)欄の金額についてその差額を生じている理由別に記載するものとする。
(例) 差額〇〇円は、国内部のもので国の債権の管理に関する法律の適用が除外されているもの。

(2) 国家公務員災害補償法第6条第1項の規定により取得した債権の管理及び履行の請求について

昭和46年3月18日
(労働省会発第67号)

標記のことについては、昭和34年1月12日付け会発第11号通達によりその取扱いを行ってきたところであるが、今般これを廃止し、債権の管理及び債権の履行に関する扱いについては、債務者の居住地の歳入徴収官等がこれを行うものとしたので、これが取扱いについては遺憾のないよう措置されたく願います。

なお、債務者の居住地の歳入徴収官等とは災害を受けた職員が在勤する官署の部局及び会計区分による歳入徴収官等をいう。

4. 債権の消滅時効期間、中断等

4 主な債権の消滅時効期間

主な債権の消滅時効期間は、次のとおりである。

債権の種類		時効の起算点	時効期間	法 条	摘 要
私 法 上 の 債 権	一般の債権	債権を行使し 得る時	10年	民法 167条1項	10年より短い時効期間又は長い時効期間を定めた場合を除くほか、すべての債権に適用される。
	判決等で確定した債権	確定の時	10年	民法 174条の2	確定判決と同一の効力を有するものには、裁判上の和解（即決和解を含む。）、調停、請求認諾の調書、支払命令の確定、仲裁判断の確定、破産の場合の債権表、会社更生の更生債権者表・更生担保権者表等がある。これらの債権は、10年より短い時効期間の定めのあるものでも、その時効期間は10年とする。
	不法行為による損害賠償請求権	被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から	3年	民法 724条	損害及び加害者を知った時とは、被害者が損害発生的事实を了知したこと、その加害行為が不法行為であることを併せ知ったこと並びに加害者の何人であるか、また損害賠償責任者の何人であるかを知った時である。
		不法行為の時から（除斥期間）	20年		
	商行為によって生じた債権	債権を行使し得る時	5年	商法 522条	商法に別段の定めのあるときはこれによる。また、他の法令に5年より短い時効期間の定めがあるときは、これに従う。
会計法の適用のある債権	債権を行使し得る時	5年	会計法 30条	会計法30条の適用があるのは、公法上の債権に限られる。（注）	

（注） 会計法の適用のある債権（公法上の債権）については、同法31条1項により時効の援用を要せず、また、放棄もできないとされている。

5 債権の消滅時効中断事由

国の債権の消滅時効中断事由としては、次のようなものがある。

時効中断事由			例外として中断力を生じない場合
債 権 者 と し て の 中 断 措 置	請 求 ・ 裁 判 上 の 請 求	訴えの提起	訴えの却下又は取下げの場合（民法149条）
		支払命令申立て	法定期間内に仮執行の申立てをしない場合 （民法150条）
		和解申立て	相手方不出頭又は和解不調のときから1か月以内に訴えを提起しない場合（民法151条）
		調停申立て	調停不成立又は調停に代わる決定が失効した旨通知を受けた日から2週間以内に訴えを提起しない場合（民事調停法19条、同旨・家事審判法26条2項）。なお民法151条も適用される。
		破産宣告申立て	申立ての却下又は取下げの場合
		破産手続参加	債権者が参加を取消し又は参加請求が却下された場合 （民法152条）
		和議手続参加	同上（和議法附則2項）
		民事執行法による 配当要求	上記に準ずる
	一 号	催 告 〔注1〕	6か月以内に上記いずれかの手続又は差押え、仮差押え、仮処分をしない場合（民法153条）
		納 入 告 知 （会計法32条）〔注1〕	
国 税 徴 収 法 に る 督 促 （通則法73条1項4号）			
	差押え・仮差押え・仮処分 （民法147条2号）	債権者の申立あるいは裁判所の裁判により取り消された場合（民法154条）	
債務者の承認 （民法147条3号）			

〔注1〕時効中断の効力を有するのは、最初の催告のみである。

〔注2〕会計法32条の規定は、国の私法上の債権にも適用がある。
時効中断の効力を有するのは、最初の納入告知に限られる。

6 債務名義

強制執行をするために必要な債務名義の主なものは、次のとおりである。

1 民事執行法22条に規定する債務名義

種 類	根 拠 法 条	執 行 文 の 要 否	送 達 証 明 の 要 否	備 考
確定判決	民執22条1号	○	○	具体的給付義務を課した給付判決であること
仮執行宣言付判決	民執22条2号	○	○	民訴259条
抗告によらなければ不服申立てのできない裁判 ・訴訟費用額確定処分 ・代替執行費用前払決定 ・罰金強制のための金銭支払命令	民執22条3号 民訴71条~73条、103条、民執22条4号の2 民執171条4項、5項 民執171条1項、2項、5項	○	○	裁判所の決定又は命令で性質上抗告が許されるもので、給付を命ずる内容のもの
仮執行宣言付支払督促	民執22条4号	×	○	民訴391条
執行証書	民執22条5号	○	○	公証人作成の執行受諾文書付公正証書
確定した執行判決のある外国裁判所の判決又は仲裁判断	民執22条6号	○	○	
確定判決と同一の効力を有するもの	民執22条7号			
和解調書	民訴267条、275条	○	○	
認諾調書	民訴267条	○	○	
調停調書	民調16条、31条2項、家審21	○	○	乙類審判事項を除く。
破産債権表	破242、287、328	○	○	

2 特別の定めにより執行力のある債務名義と同一の効力を有するもの

罰金、科料等の裁判についての検察官の執行命令	刑訴490条1項	×	×	
少年費用徴収の裁判についての検察官の執行命令	少年31条	×	×	
過料の裁判についての検察官、裁判官等の執行命令	民訴189条第1項、刑訴208条1項、民調36条1項、法定裁判7条1項、家審29条1項	×	×	
家事審判	家審15条	×	○	
家事調停のうち乙類審判事項に係るもの	家審21条1項	×	○	
仮処分命令	民保52条2項	×	×	